

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 年()第 号 物件番号
陳述者	☐ 私は、暴力団員等ではありません。
	☐ 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。
	☐ 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日)令和 年 月 日	
買受申出人(法人)	法人の所在地
	法人の名称
	代表者氏名
	役員

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第7号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおりに、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人)本人用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 年()第 号 物件番号
陳述者	☐ 私は、暴力団員等ではありません。
	☐ 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。
	☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日)令和 年 月 日	
買受申出人(個人)	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別
生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)の法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第7号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおりに、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項		
1 代表者	住所	
	(フリガナ)	
	氏名	
	性別	☐ 男性 ☐ 女性
2	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日
	住所	
	(フリガナ)	
	氏名	
3	性別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日
	住所	
	(フリガナ)	
4	氏名	
	性別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日
	住所	

注 意

- 買受申出人が法人の場合には、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員全員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合には、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年11月11日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 安 達 正 彦

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年11月26日 午前 9時00分から 令和 7年12月 3日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年12月 9日 午前 9時30分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7年12月22日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り, 買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため, 令和 7年11月11日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	3,770,000 3,016,000	一括	760,000	33,574	8,897
1	1,570,000				
2	50,000				
3	2,150,000				
		</			



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 東大阪市池之端町 |
| | 地 番 | 17番5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 65.35平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東大阪市池之端町 |
| | 地 番 | 17番8 |
| | 地 目 | 公衆用道路 |
| | 地 積 | 18平方メートル |
| 3 | 所 在 | 東大阪市池之端町17番地5 |
| | 家屋 番号 | 17番5の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 46.97平方メートル
2階 40.81平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 9月29日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 安 達 正 彦

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 東大阪市池之端町 |
| | 地 番 | 17番5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 65.35平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東大阪市池之端町 |
| | 地 番 | 17番8 |
| | 地 目 | 公衆用道路 |
| | 地 積 | 18平方メートル |
| 3 | 所 在 | 東大阪市池之端町17番地5 |
| | 家屋 番号 | 17番5の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 46.97平方メートル
2階 40.81平方メートル |



令和7年(ケ)第185号
令和7年7月3日受理
令和7年 7月 30日提出

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 森 川 友 智

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 東大阪市池之端町 |
| | 地 番 | 17番5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 65.35平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東大阪市池之端町 |
| | 地 番 | 17番8 |
| | 地 目 | 公衆用道路 |
| | 地 積 | 18平方メートル |
| 3 | 所 在 | 東大阪市池之端町17番地5 |
| | 家屋 番号 | 17番5の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 46.97平方メートル
2階 40.81平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり				
住居表示	大阪府東大阪市池之端町3番21号				
土地	物件1、2				
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☒ 公衆用道路（物件2） ☐ （物件 ）				
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐				
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が物件1上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）				
その他の事項	「その他の事項」のとおり				
建物	物件3				
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：				
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：				
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空き家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）				
その他の事項	「その他の事項」のとおり				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

その他の事項

(表札等の表示)

- | | |
|-----------|----|
| 1 表札の表示 | なし |
| 2 郵便受けの表示 | なし |

(目的土地の現況について)

- 1 目的各土地を適宜概測したところ、形状および地積は概ね地積測量図のとおりであると思われるが、正確には専門家による測量を要する。
- 2 物件1は目的建物（物件3）の敷地となっている。
- 3 物件2は、隣地の17番地2、同9、同10の各土地と一体となって公衆用道路として利用されている。
- 4 物件1の南側接面道路（上記3）は、建築基準法上の道路である。
- 5 物件2土地上に、冷蔵庫、椅子等の動産類が残置されている。

(目的建物の現況について)

- 1 目的建物の形状は、概ね間取略図のとおりであると思われる。
- 2 目的建物内部の状況は別紙添付写真のとおり。
- 3 目的建物内には、テレビ、エアコン、机、椅子等の動産類が残置されている。
- 4 目的建物内には、1階キッチンと浴室の間の壁に大きな穴が存在し、1階リビング天井には複数の穴が見受けられるほか、外部との壁面にはエアコン配管用の穴が開いたままとなっている箇所がある。その他全体的に壁面クロスが貼られていない箇所やクロスの破れ損傷等が多く存在する。建具が破損していたり、取り付けられていない箇所も見受けられる。

上記のほかは経年相当の劣化、損耗が認められる。

- 5 1階キッチン付近に床下収納庫が存する。

(その他の状況について)

当職は、令和7年7月7日、所有者宛に照会書等の文書を送付したが、同人からは回答がない。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

執 行 官 の 意 見

(目的物件の占有関係)

立入調査の結果から、目的建物は所有者が、住居（空き家）として使用、占有しているものと認める。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年7月7日	執行官室	ライフライン調査、照会書送付（所有者宛）
令和7年7月9日 10：15　－10：20	中之島図書館	物件等調査
令和7年7月9日 16：20　－16：30	物件所在地	物件および占有調査、照会書投函（居住者宛）
令和7年7月10日 9：05　－　9：10	大阪法務局池田出張所	公図等調査
令和7年7月11日 10：30　－10：35	東大阪市役所	道路等調査
令和7年7月25日 15：45　－16：05	物件所在地	立入調査（評価人帯同）

(特記事項)

☐ 令和　　年　　月　　日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和7年7月25日
目的物件は不在で施錠されていたので、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

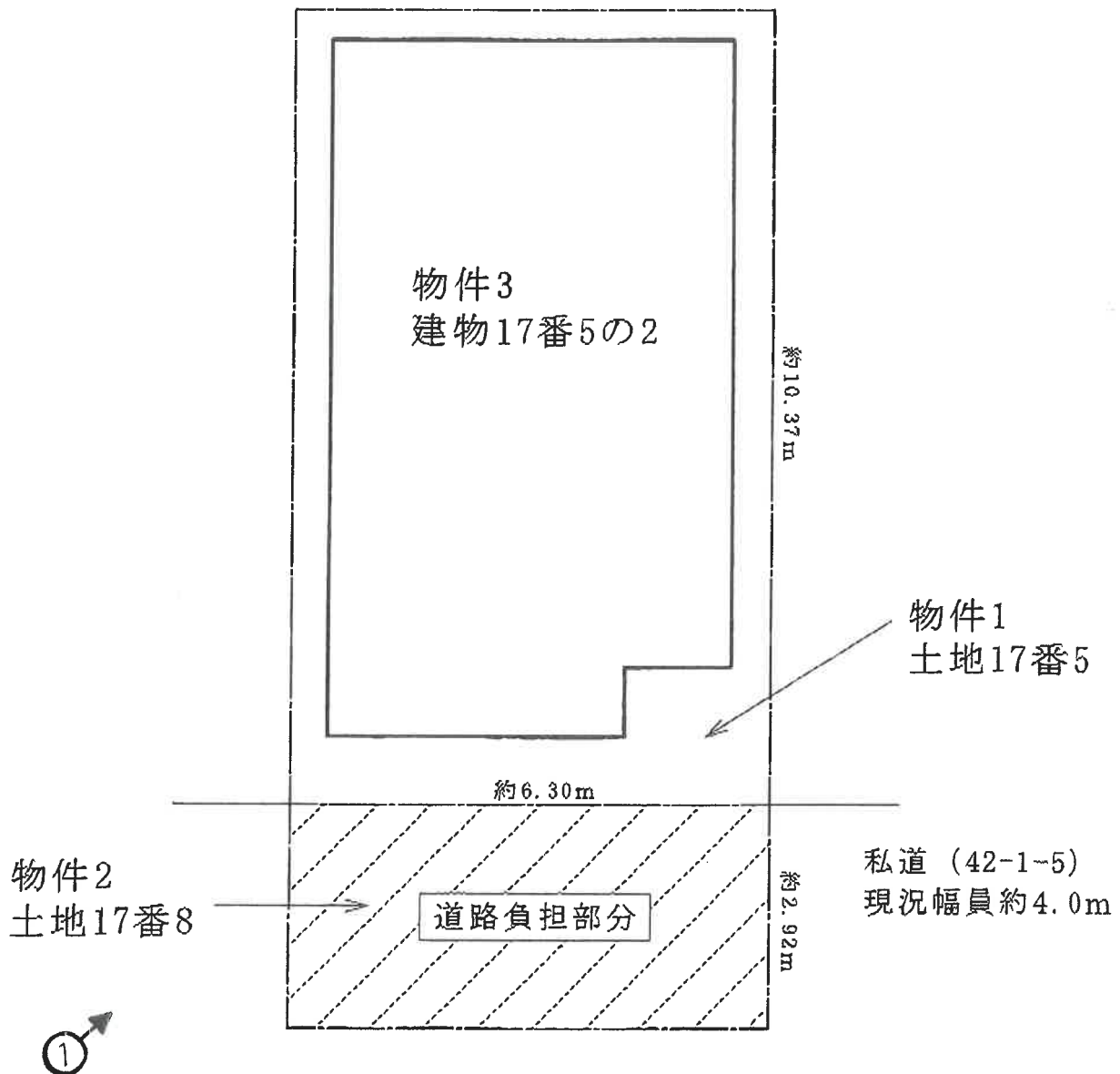
☐ 令和　　年　　月　　日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

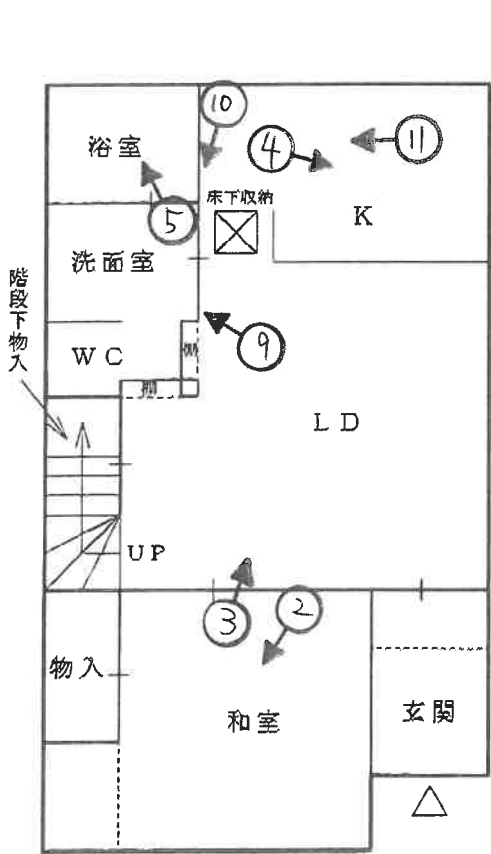
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5枚目)

土地建物位置関係図

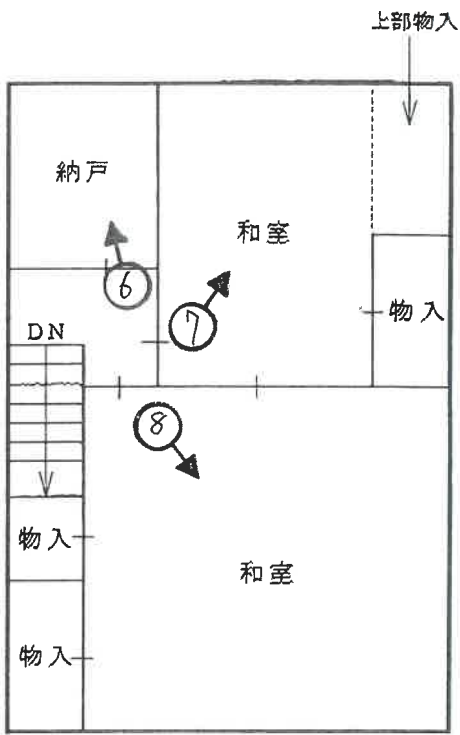
令和7年（ケ）185号



間取図（概略図）
令和7年（ケ）185号



1 階



2 階

【写真】

①



目的建物

物件2

②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩ キッチンと浴室の間の壁の破損状況



⑪



写真⑩の壁の穴の上にパネルが貼ってある状況

令和 7年（ケ）第185号
令和 7年 7月25日 現地調査
令和 7年 7月29日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書

（ 土地付建物 ）

評価人 不動産鑑定士

小 笠 裕 也

第1 評 価 額

一 括 価 格	
金 3,770,000 円	
内 訳 価 格	
物件1	金 1,570,000 円
物件2	金 50,000 円
物件3	金 2,150,000 円

- 1 一括価格は、物件1, 2, 3の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計額である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件3の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評 価 の 条 件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1, 2	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	下記特記事項記載のとおり
3	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	同左
番号	特 記 事 項		
1, 2	(1) 法務局備付の公図・地積測量図並びに住宅地図，地番参考図，道路位置指定申請図（昭和47年9月28日指定）等の資料をもとに現地確認を行った結果，物件目録及び地積測量図並びに現地概測数量は概ね一致した。ただし，現地境界を示す鈹，プレート等は確認できず，詳細については専門家による調査，測量等を要する。 (2) 上記資料をもとにした現地確認並びに全部事項証明書，公租公課証明書等より，物件2土地は公衆用道路として使用されているものと思われる。 なお，道路負担部分の面積は登記数量（18㎡）を採用する。		
3	特にない。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1，2）

位 置 ・ 交 通	近鉄奈良線「石切」駅の北西方約1,900m（道路距離） 近鉄けいはんな線「新石切」駅の北東方約2,400m（道路距離） 近鉄バス「孔舎衛小学校前」停留所の北東方約430m（道路距離） （別添位置図 参照）		
付 近 の 状 況	中小規模の一般住宅が多く建ち並ぶ住宅地域。今後、地域に特段の変動要因は無く、当面は現状を維持するものと予測する。		
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都 市 計 画 区 分	市街化区域	
	用 途 地 域	第1種中高層住居専用地域	
	建 ぺ い 率	60 %	
	容 積 率	200 %	
	防 火 規 制	準防火地域	
	そ の 他 規 制	日影規制，宅地造成等工事規制区域，土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	
画 地 条 件 （ 宅 地 部 分 ）	規 模	65.35㎡	
	形 状	長方形	
	間 口 ・ 奥 行	間口約6.3m，奥行約10.4m	
	高 低 差 等	道路に対し概ね等高に接面している。	
接面道路の状況	南 側	幅員約4.0m舗装私道（建築基準法第42条1項5号）	
	接 道 状 況	中間画地	
土地の利用状況等 （ 宅 地 部 分 ）	現 況	物件3建物の敷地	
	隣 地 の 状 況	東： 住宅	西： 住宅
		南： 道路	北： 作業場 等
供 給 処 理 施 設	上 水 道	あり	
	ガ ス 配 管	あり	
	下 水 道	あり	
	（注）供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、「施設管」という。）が通っており、通常で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。		
	「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
土 壌 汚 染 等	対象土地は形質変更時要届出区域等には該当せず、対象建物も法令上の有害物質使用特定施設の届出はない。閉鎖登記簿等による確認では、明治時代より複数の個人及び法人（工務店等）の所有履歴が確認され、平成8年に現建物の敷地となった。なお、宅地以前の登記地目は「田」であった。また、昭和37年以降の過去の住宅地図による確認では、現在の建物が建築される以前は、目的土地及びその周辺は、住宅、ブロック工業、石材工場等の記載が見られた。過去の周辺利用状況等からは土壌汚染の可能性は否定できず、土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による正式な（専門）調査を要する。		
特 記 事 項	・ 物件2土地上に、冷蔵庫・机・椅子等が残置されていた。		

2 建物の概況及び利用状況等（物件3）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建 築 年 月 日	平成8年5月14日 新築 （登記記載）
	経 過 年 数	約29年
	経済的残存耐用年数	約1年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	スレート葺
	外 壁	モルタル、タイル貼 等
	内 壁	クロス 等
	天 井	クロス、板貼 等
	床	フローリング、畳 等
	設 備	電気、給排水設備、ガス 等
	そ の 他	特になし
床面積（現況）	延 87.78㎡	
	増築はなく、登記と現況数量は同じである。	
現 況 用 途 等	階 層	2階建
	現 況 用 途	居宅
	間 取 り	3LDK
品 等	中位	
保守管理の状態	やや劣る	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。	
特 記 事 項	(1) 建物内部については、壁面・建具の破損が各所に見られたほか、壁紙のはく離や破れが存する。また、壁紙が貼られていない箇所や建具が取り付けられていない箇所も多く、管理状況はやや劣る。現地確認等から建物の状況について、主だった事項は概ね以下のとおりである。 ・1階キッチンと浴室の間の壁に大きな穴が存する（現況はパネルで隠されていた）。 ・1階リビング天井に穴が複数見られた。 ・トイレの扉が設置されていなかった。 ・2階建具（襖・扉）が破損していた。 ・壁面にエアコン配管用の穴が空いたままになっている箇所がある。 (2) 許容される基準建ぺい率を超過している可能性がある。 (3) 1階キッチン付近に床下収納が存する。 (4) 設備等についての作動確認は行っていない。	

特 記 事 項	(5) 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 (6) 建築確認（有り）、検査済み（無し） ただし、敷地面積、建築面積等、確認申請内容について現況と一致しない部分もあり、詳細は不明である。
----------------	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 物件 1, 2 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) オ= (ア×イ×ウ×エ)
1 宅地部分	78,000	1.04	65.35	0.90	4,771,000
2 道路部分	78,000	0.05 道路価値率	18.00	—	70,000
合計					4,841,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

○地価公示 東大阪-14

$$\text{標準価格} \quad 88,000 \text{ 円/㎡} \times \frac{\text{時点修正} \quad 99.4}{100} \times \frac{\text{標準化補正} \quad 100}{102} \times \frac{\text{地域格差} \quad 100}{110} \div \text{標準画地価格} \quad 78,000 \text{ 円/㎡}$$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 :	接面・方位	規模	形状	高低差	行政	その他	相乗積
	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.02

(東向き)

◇ 地域格差 :	街路※1	接近	環境※2	行政	将来	その他	相乗積
	1.05	1.00	1.05	1.00	1.00	1.00	1.10

※1: 幅員 (+2), 種類/市道 (+1), 連続性/概ね普通 (+2) を考慮

※2: 周辺利用状況等を考慮

イ 個別格差 :	接面・方位※	規模	形状	高低差	行政	その他	相乗積
	1.04	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.04

※ 南向き (標準方位: 北) を考慮

ウ 地 積 : 登記数量を採用した。

エ 建 付 減 価 : 本件においては-10%が適切と判断した。

(2) 物件 3 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) エ= (ア×イ×ウ)
3 (主である建物)	200,000	87.78	0.05	878,000

ウ 現 価 率

経過年数 約29年

経済的残存耐用年数 約1年

観察減価 40%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\begin{aligned} \text{現価率} &= \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 1\text{年} / (\text{経過年数} 29\text{年} + \text{経済的残存耐用年数} 1\text{年}) \} \times (1 - 0.4) \\ &= 0.05 \end{aligned}$$

※観察減価は中古建物に係る市場の特性、室内管理の状況、残置物、建ぺい率超過の可能性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

物 件 番 号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
1 宅地部分	4,771,000	法定地上権	0.50	2,386,000

(2) 内訳価格及び一括価格

物 件 番 号	基礎となる価格 (円) [1 (1) オ・1 (2) エ] ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) [2 (1) ウ] イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ= [(ア+イ)×ウ×エ×オーカ]
1	4,771,000	△2,386,000		0.94	0.70		1,570,000
2	70,000	—		0.94	0.70		50,000
3	878,000	+2,386,000	1.00	0.94	0.70	0	2,150,000
一 括 価 格 (合 計)							3,770,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正率

土壤汚染リスク (▲3) , アスベスト使用可能性リスク (▲3) 等を総合的に勘案のうえ、市場性修正率を上記のとおり判断した。

オ 競売市場修正率

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要である。

第6 参考価格資料

1 地価公示標準地 [東大阪-14]

所 在	大阪府東大阪市善根寺町1丁目592番42「善根寺町1-1-49」
価 格	88,000 円/m ²
位 置	近鉄けいはんな線 新石切駅の北東方 約2,500m (道路距離)
価 格 時 点	令和7年1月1日
地 積	124 m ²
供 給 処 理 施 設	ガス, 水道, 下水
接 面 街 路	東側 幅員約5.7m市道 中間画地
用 途 指 定 等	第1種中高層住居専用地域 (建ぺい率60%・容積率200%) 準防火地域
地 域 の 概 要	中小規模一般住宅が多い山手の住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物 件 1	3,408,852 円
物 件 2	49,896 円
物 件 3	1,795,276 円

第7 附属資料

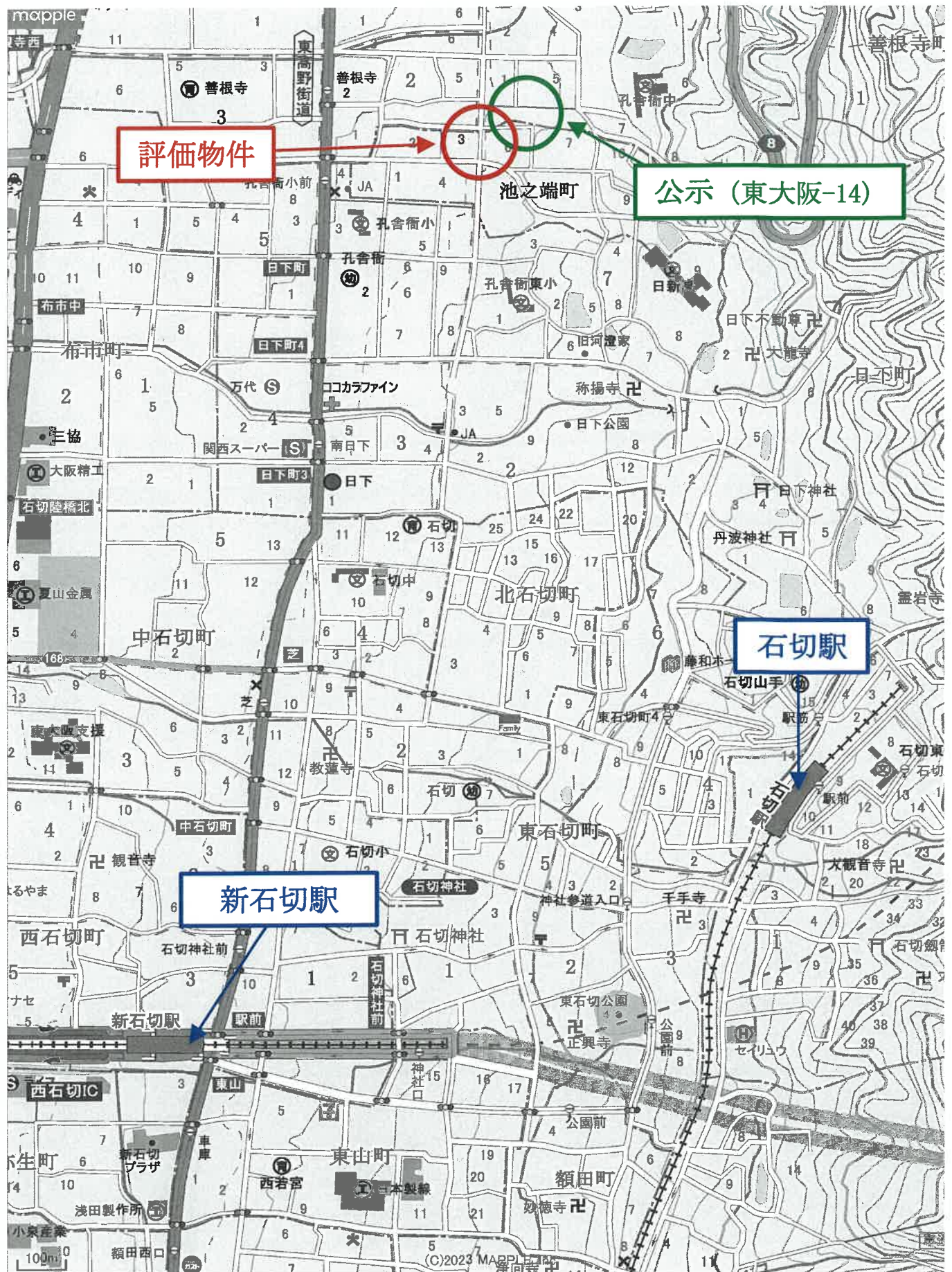
- 1 受命物件の位置図
- 2 公図 (写)
- 3 地積測量図 (写)
- 4 建物図面・各階平面図 (写)
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取図 (概略)

以 上

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 東大阪市池之端町 |
| | 地 番 | 17番5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 65.35平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東大阪市池之端町 |
| | 地 番 | 17番8 |
| | 地 目 | 公衆用道路 |
| | 地 積 | 18平方メートル |
| 3 | 所 在 | 東大阪市池之端町17番地5 |
| | 家屋 番号 | 17番5の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 46.97平方メートル
2階 40.81平方メートル |





S=1:10,000

位置図



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	東大阪市池之端町				地番	17番5		
出力	縮尺不明	精度	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面			種類	旧土地台帳附属地図
作成 年月日				備付 年月日 (原図)				補記 事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

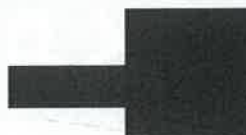
令和7年4月28日

福岡法務局

請求番号：47-1

(1/1)

登記官



公図 (写)

A4版に縮小

登記年月日：昭和47年12月26日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局東大阪支局管轄)
令和7年4月28日 福岡法務局

A4版に縮小

前17-2 後新17-2-10

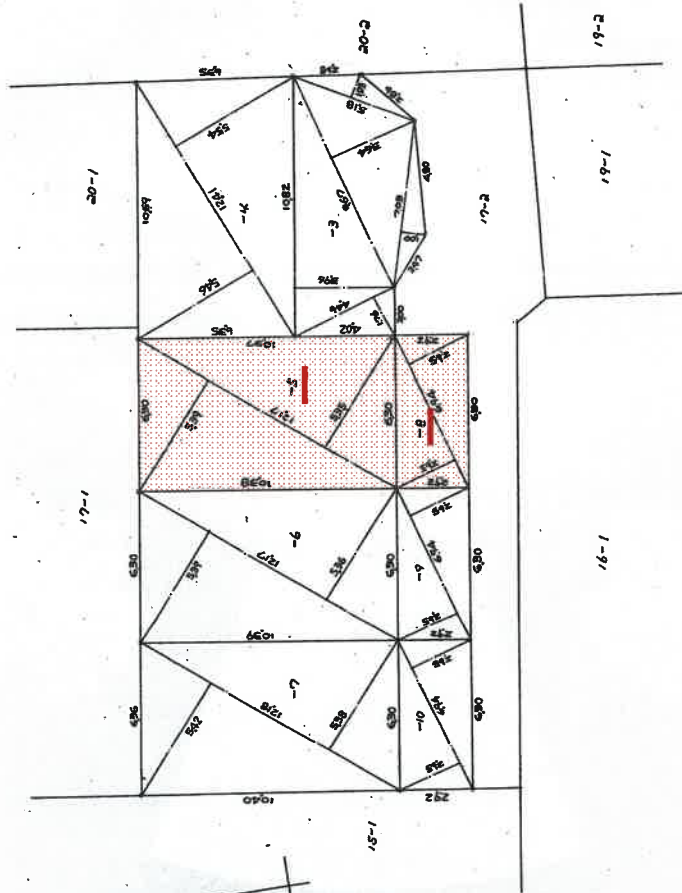
地番	17-2 17-10
土地の所在	東大阪市長瀬町

5010037

地積測量図

昭和47年12月18日	製作年月日	
47	12	26
作製者	申請人	

地積計算		
$10.82 \times 3.96 = 42.8472$		
$4.46 \times 1.06 = 4.7276$		
$9.67 \times 3.64 = 35.1988$		
$2.03 \times 1.00 = 2.03$		
$5.18 \times 1.03 = 5.3354$		
計 98.2617 m ²		
17-3) 49.1305 m ²		
$12.41 \times 5.46 = 67.7586$		
$12.41 \times 5.54 = 68.7514$		
計 136.51 m ²		
17-4) 82.255 m ²		
$12.17 \times 5.39 = 65.5963$		
$12.17 \times 5.35 = 65.1095$		
計 130.7058 m ²		
17-5) 65.3539 m ²		
$12.17 \times 5.39 = 65.5963$		
$12.17 \times 5.36 = 65.2372$		
計 130.8335 m ²		
17-6) 65.41325 m ²		
$12.18 \times 5.42 = 66.0156$		
$12.18 \times 5.38 = 65.5284$		
計 131.544 m ²		
17-7) 65.772 m ²		
$6.94 \times 2.65 = 18.391$		
$6.94 \times 2.65 = 18.391$		
計 36.782 m ²		
17-8) 18.391 m ²		
$6.94 \times 2.65 = 18.391$		
$6.94 \times 2.65 = 18.391$		
計 36.782 m ²		
17-9) 18.391 m ²		
$6.94 \times 2.65 = 18.391$		
$6.94 \times 2.65 = 18.391$		
計 36.782 m ²		
17-10) 18.391 m ²		
17-2) 387.38-369.097=18.2829 m ²		



(日測連号)

縮尺 1/200

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

登記官

請求番号：47-2

地積測量図 (写)

登記年月日：平成8年7月9日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(土佐法務局東大阪支店蔵)
令和7年4月28日 福岡法務局

建物図面
各階平面図

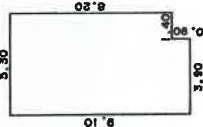
6007079 各階平面図

家屋番号 17-5-2

建物の所在 東大阪市池之端町17番地5



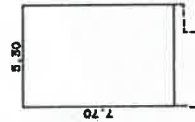
1 階



求積表

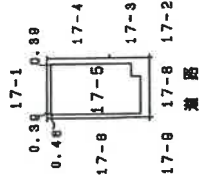
9.10 X 3.90	=	35.4900
8.20 X 1.40	=	11.4800
合計		46.9700
床面積		46.97㎡

2 階



求積表

7.70 X 5.30	=	40.8100
		40.8100
床面積		40.81㎡



道路

作製者



申請人

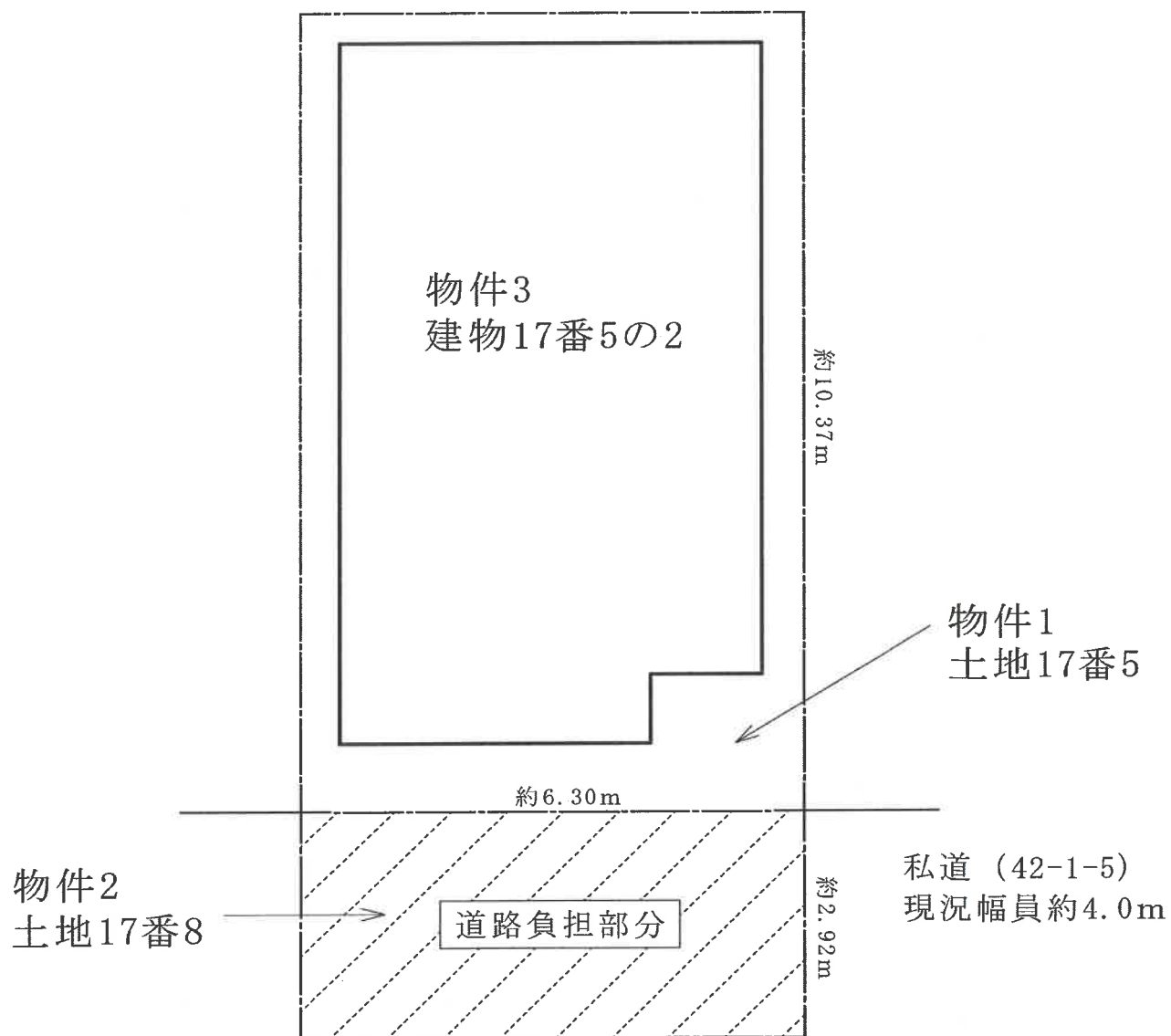
縮尺 1/500

(平成 8 年 7 月 2 日作成)

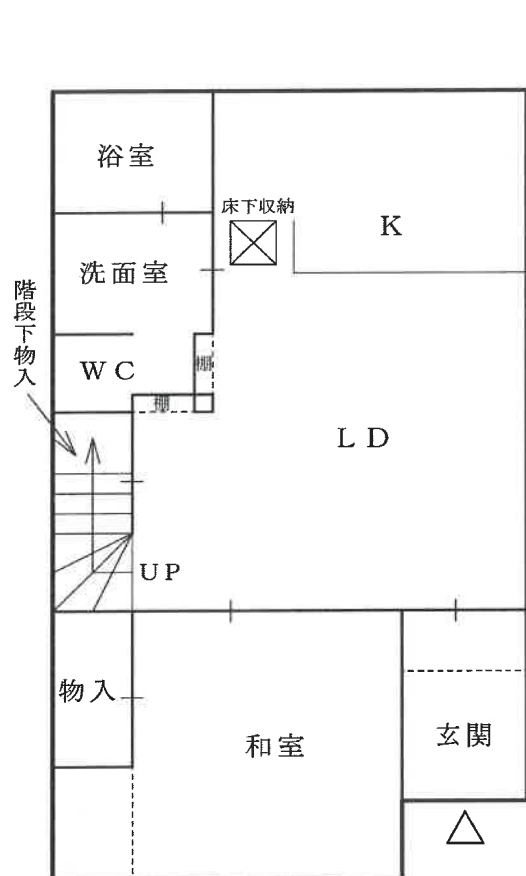
(大阪土地家屋調査士会)

登記官

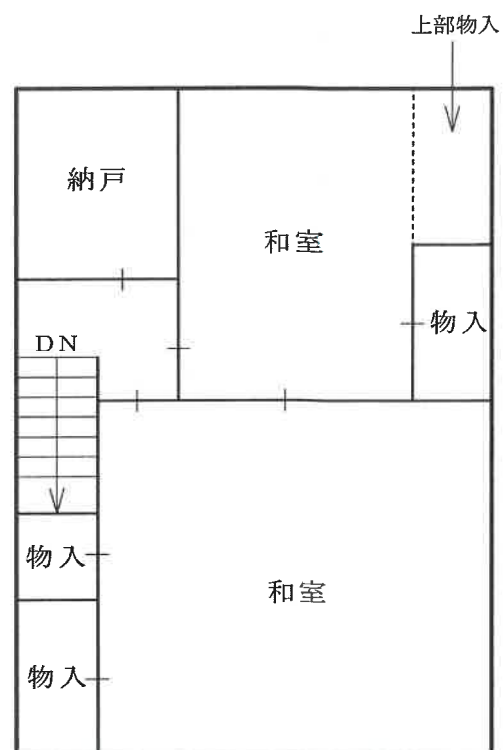
請求番号：47-3



土地建物位置関係図



1 階



2 階



間取図 (概略)